

日医発第1218号(保239)
平成30年3月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

犯罪被害給付制度の改正について

犯罪被害給付制度は、犯罪被害者やその遺族に対して国が一定の給付金(①遺族給付金、②重傷病給付金、③障害給付金)を支給するもので、昭和56年1月から施行されております。

これらの給付金は、申請者の給付裁定申請を受けて支給するもので、申請に当たり、①遺族給付金にあつては死亡診断書、②重症病給付金にあつては、傷病診断書、医療費領収書、③障害給付金にあつては障害の程度に係る診断書等が必要になりますことから、従来より医療機関に対して協力要請がなされているところであります。

今般、犯罪行為によって重度の負傷または疾病を負われた方に、犯罪行為による療養に要した費用の自己負担分に相当する額等を療養開始から1年間分支給する重傷病給付金の支給対象期間を「3年」に延長する等の改正が行われ、平成30年4月1日から施行される旨の連絡が警察庁からありました。

犯罪被害者という点に鑑み、引き続き医療機関のご協力が得られますよう、貴会におかれましてもご高配の程何卒よろしく願いいたします。

なお、本件につきましては、都道府県警察本部が都道府県医師会に説明に伺うこととなっておりますので、ご多忙の折恐縮ですが、合わせてご対応よろしく願いいたします。

(添付資料)

1. 犯罪被害給付制度の改正に伴う医療機関へのお知らせ

(平成30年3月30日 警察庁丁給厚発第91号 警察庁長官官房給与厚生課長)

警察庁丁給厚発第91号
平成30年3月30日

公益社団法人日本医師会会長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長

犯罪被害給付制度の改正に伴う医療機関へのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

犯罪被害者支援に係る施策につきましては、平素から多大なる御理解、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、平成28年4月1日に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」を受け、当庁で平成29年4月から7月まで開催した「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」において、犯罪被害給付制度の拡充等を内容とする提言が取りまとめられたことを踏まえ、今般、制度改正を行ったものであります。

制度改正の概要及び改正後の制度の概要につきましては別紙のとおりであり、本年4月1日から施行されることとなっております。

本制度を適切に運用していくためには、これまで以上に貴会をはじめ医療機関に携わる方々の御理解、御協力をいただくことが肝要でありますので、貴会を通じて医療機関にその旨を御連絡いただけるよう何卒宜しくお願い申し上げます。

諸事御多用の折、御手数をおかけしますが、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

犯罪被害給付制度の改正に伴う医療機関へのお知らせ

1 はじめに

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡等の重大な人身被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済も得られない犯罪被害者又はその遺族に対して、国が一定の給付金を支給するものであり、昭和56年1月1日に施行されて以来、犯罪被害者及びその遺族の被害の軽減に重要な役割を果たしてきたところであります。

平成13年には、それまでの遺族給付金と障害給付金に加え、新たに重傷病給付金が設けられ、平成18年4月1日の制度拡充以降は、加療1か月以上、かつ、入院3日以上の負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った犯罪被害者に対して、1年を限度として保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額（犯罪被害者負担額）の給付金が支給されてきました（なお、遺族給付金についても同等の犯罪被害者負担額を合わせて支給することとされてきました。）。さらに、平成20年7月1日の制度拡充により、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額については、犯罪被害者負担額に休業損害を考慮した額を加算して支給されてきました。

今回、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号）の施行に伴い、平成30年4月1日以後に行われた犯罪行為により被害に遭われた方については、重傷病給付金等に係る給付期間が1年から3年へと延長されることから、この改正後の手続についてお知らせするものであります。

なお、平成30年3月31日以前に終わった犯罪行為により被害に遭われた方については、今回の改正以前の制度が適用されます。

2 犯罪被害給付制度の概要

犯罪被害給付制度全体の概要と事務手続の流れについては「犯罪被害給付制度のご案内」【別紙1】及び「給付の流れ」【別紙2】を御参照ください。

(1) 重傷病給付金等

ア 犯罪被害者負担額

重傷病給付金は、犯罪被害者負担額（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から3年間（例えば、平成30年7月1日に負傷又は疾病を負った場合には、平成33年6月30日午後12時までの間）における療養に要した費用（健康保険の診療報酬の算定方法の例により算定する。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定に基づく診療報酬の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険（後期高齢者医療及び介護保険を含む。）による給付の額を差し引いて得られる額）を支給するものです。保険診療外の医療費は支給の対象となりません。したがって、診断書の交付に伴う文書料、差額ベッド代（特別室利用料）等は含まれません。

例えば、健康保険の被保険者が犯罪被害に遭い、入院して保険診療を受けたときは、医療費の3割を自己負担額として医療機関へ支払いますが、負傷又は疾病にかかった日から3年間におけるこの3割の自己負担額が犯罪被害者負担額となります。

また、高額療養費や付加給付が支給されるべき場合には、それらの支給されるべき額を差し引いて残った3年間の自己負担額に相当する額が犯罪被害者負担額となります。

イ 休業加算額

犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなくなった場合の重傷病給付金の額は、上記アの犯罪被害者負担額に、休業損害を考慮した額（休業加算額）を加算した額となります。

休業加算額の算定方法については、犯罪被害者の収入日額を基礎として算定した休業加算基礎額に休業日数（休業当初の3日間等は数えない。）を乗じて得ることとされています。

この休業日数を算出するためには、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつたことについて、医師等の証明を得ることが必要となります。

ウ 他の法令による給付等との調整

重傷病給付金等は、以下㉔から㉙までに例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養に関する給付が行われるべき場合又は㉔、㉕、㉖及び㉙に例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかつたことを原因とする給付が行われるべき場合には、それらの給付の限度において支給されませんので、その額は除かれます。加害者から損害賠償がなされた場合にも、その額の限度において支給されません。

- ㉔ 労働者災害補償保険法による療養補償給付、休業補償給付等の災害補償関係法令による給付
- ㉕ 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付
- ㉖ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付
- ㉗ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費
- ㉘ 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付
- ㉙ 健康保険法等の医療保険制度からの傷病手当金
- ㉚ 地方公共団体の条例に基づいて行われる休業を原因とする給付

エ 死亡前に療養を受けた場合の遺族給付金への加算

犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、通常の遺族給付金の額に、当該負傷又は疾病についての犯罪被害者負担額（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から3年間における療養

に要した費用（健康保険の診療報酬の算定方法の例により算定する。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定に基づく診療報酬の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険（後期高齢者医療及び介護保険を含む。）による給付の額を差し引いて得られる額）を加算した額が遺族給付金として支給されます。さらに、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受け、そのために従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた場合には、休業加算額を加えた額が遺族給付金に加算されることとなります。

この場合についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため勤勞することができなかつたことについて、診断書等により医師等の証明を得ることが必要となります。

(2) 障害給付金

障害給付金の額は、犯罪被害者の収入日額を基礎として算定した給付基礎額に、障害等級（第1級から第14級まで）に応じた倍数を乗じて得ることとされています。この倍数について、障害等級第1級又は第2級に該当する障害については、介護の必要の程度に応じた倍数が定められています。

このため、障害等級第1級又は第2級に該当する障害が残つた犯罪被害者であつて、当該障害により介護を要する状態であるものについては、介護の必要の程度について、診断書等により医師等の証明を得ることが必要となります。

(3) 医療機関に作成を求める書類

ア 重傷病給付金の支給の申請をしようとする犯罪被害者は、重傷病給付金の申請書に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して次の書類の作成を求めることがあります。

(ア) 傷病診断書【様式1-1、1-2】

犯罪行為により重傷病（加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であつたもの）を負つたことを確認するために必要な書類です。①犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかつた日、②犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかつた日から3年間の入院日数及び③負傷又は疾病の状態（経過）が明らかになるように記載してください。

また、負傷又は疾病の療養のため、勤勞することができなかつた期間がある場合には、当該期間の始期及び終期が明らかとなるように記載してください。

* 【様式1-1】は身体疾患用、【様式1-2】は精神疾患用に作成したものです。なお、受傷日、治療日又は症状固定日、（入院）治療期間、傷病の状態等が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

御不明な点がございましたら、警察本部の被害者支援担当者までお問い合わせください。

(イ) 医療費領収書【様式2】

犯罪被害者負担額を算出するために必要な書類です。①保険診療についての保険給付額及び患者負担額並びに②入院時に保険診療による食事療養を行った場合にはそれに対する患者負担額（標準負担額）が明らかになるように記載してください。

なお、健康保険の領収証と重複することとなりますが、犯罪被害者等給付金の申請のため、自己負担額を支払ったことを証明する書類となります。御面倒でも1月ごとの医療費領収書の作成をお願いします。

イ 死亡前に療養を受けた犯罪被害者の遺族が遺族給付金の申請をするときは、遺族給付金の申請書に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して死亡診断書等の作成を求めることがあります。これは、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けたこと及びこれにより勤務することができなかつたことを確認するために必要となるものです。したがって、①負傷又は疾病のため療養を要したこと及びその期間、②当該療養により勤務できなかつた場合には、その事実及び期間が明らかとなるよう、死亡に至る経緯を記載してください。また、犯罪被害者負担額算出のため、申請者は医療機関に対し医療費領収書【様式2】の作成を求めることとなります。

ウ 障害給付金の支給の申請をしようとする犯罪被害者は、障害給付金の申請書に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して診断書の作成を求めることがあります。これは、犯罪行為により障害が残ったことを確認するために必要な書類です。①犯罪行為により生じた負傷又は疾病が治ったこと及び治った日（治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日）、②負傷又は障害が治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態、③介護を要する身体上の障害である場合にあっては、その必要の程度が明らかになるように記載してください。これらの記載があるものであれば、診断書の様式は問いません。

傷病診断書

氏名		男・女
生年月日	年 月 日 (歳)	
住所		
受傷日(※1)	年 月 日	
治ゆ日又は症状固定日 及び現在の状態 (※2)	年 月 日	現在の状態 治ゆ 継続 転医 中止 死亡
入院治療期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (日間)	
傷病の状態	傷病名及びその症状の経過及び治療の内容を記入してください。 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかったと認められる期間 年 月 日から 年 月 日まで	

上記のとおり診断します。

診断日 年 月 日
作成日 年 月 日

所在地
医療機関名
医師氏名

印

※1 「受傷日」は発病した日を含みます。

※2 治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から3年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

(注) この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。

なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

傷病診断書

氏名		男・女
生年月日	年 月 日 (歳)	
住所		
受傷日(※1)	年 月 日	
治ゆ日又は症状固定日及び現在の状態(※2)	年 月 日	現在の状態 治ゆ 継続 転医 中止 死亡
治療期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (日間、うち入院期間 日間)	
病名	----- ○ ICD-10 F___.__ ○ ICD-10 F___.__	
傷病の状態	<p>I 主な症状(該当するものの□を■にする。)</p> <p>□1被害の侵襲的想起(フラッシュバック等) □2被害を想起させる刺激の回避 □3離人感・疎隔感 □4感情の範囲の縮小 □5過覚醒(驚愕、過度の警戒心等) □6抑うつ気分 □7意欲低下 □8全般性不安 □9恐怖症 □10パニック発作 □11不眠 □12食欲低下 □13身体化症状(動悸、呼吸困難、消化器症状、慢性疼痛等) □14その他()</p> <p>II 治療と経過(傷病の発症原因(3日以上労務に服することができない事情がある場合には、その事情も含める。))</p> <p>III 生活・社会機能障害の程度(該当するものの□を■にする。)</p> <p>□1家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上(就労、学業等)困難がある。 □2家庭内での単純な日常生活はできるが、時に援助が必要である。 □3日常生活における身の回りのことにも多くの援助が必要である。 □4身の回りのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。</p> <p>IV 療養のため勤労することができなかつたと認められる期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>	

上記のとおり診断します。

診断日 年 月 日
作成日 年 月 日

所在地
医療機関名
医師氏名

印

※1 「受傷日」は発病(発症)した日を含みます。

※2 治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から3年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

(注) この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。

なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

医療費領収書

(患者の氏名)

殿

1 保険診療費

保険給付額	患者負担額	合 計
円 円)	① 円 ③ 円)	円 円)
(((

入院時食事療養費標準負担額	②	円		
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">内訳</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 回当たりの 標準負担額 _____ 円 × 食事回数 _____ 回</td> </tr> </table>	内訳	1 回当たりの 標準負担額 _____ 円 × 食事回数 _____ 回		
内訳				
1 回当たりの 標準負担額 _____ 円 × 食事回数 _____ 回				

2 診療年月日 年 月 日から
 年 月 日まで 日分

上記のとおり領収しました。

年 月 日

所在地
医療機関名
医師氏名

印

- ※ ①：保険診療についての保険給付額及び患者負担額
- ②：入院時に保険診療による食事療法を行った場合の患者負担額(標準負担額)
- ③：①の額から私病分の額を除いた額
 を記載してください。
- ※ 本領収書は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。保険外の医療費は含めないでください。
- ※ 本領収書は、レセプト単位で、歴月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から3年を経過するまでの間について作成してください。
- ※ 薬剤費の一部負担金は、保険給付費の患者負担額の中に含めてください。
- ※ 保険診療費欄の括弧書きには、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病(私病)についての治療を同時に受けた場合に、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。
- ※ 入院療養が負傷又は疾病から3年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該3年内の入院日数の割合で按分計算してください。

(なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。)

保険者等の名称 _____

療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名 _____

被保険者氏名 _____

- 1 療養費等の支給の有無
 年 月 日から 年 月 日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について療養費等の支給の有無
 ア 支給済み（支給手続中を含む） イ 支給なし

(以下、1でアに○印を付けた場合に記入してください。)

- 2 療養費等の支給対象となった年月等について
 療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額及びその算出内訳を記入してください。

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 10

(14月目以降は継続用紙を使用)

- ※ 本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。
- ※ 1の期間は、負傷又は疾病から3年を経過するまでの間に限定してください。
- ※ 入院療養が負傷又は疾病から3年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の療養費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該3年内の入院日数の割合で按分計算してください。

療養費等の支給がない場合は、この調査票への記入の必要はありません。

(次頁に継続用紙)

様式3 継続用紙

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0
年 月	⑤ 円	(医療費) ④ 円 × (支給率) _____ / 1 0

保険者等の名称 _____

高額療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名 _____

被保険者氏名 _____

1 高額療養費等

- (1) 年 月 日から 年 月 日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について高額療養費等の支給の有無
 ア 支給要件を満たしている月がある。 イ 支給要件を満たしていない。

(以下、(1)でアに○印を付けた場合に記入してください。)

- (2) 高額療養費等の支給対象となった年月等について
 高額療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額、高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額 (世帯合算であればその額)	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円

(14月目以降は継続用紙Aを使用)
 (次頁に継続用紙A)

様式4 継続用紙A

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額 (世帯合算であればその額)	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円
年 月	⑥ 円	⑧ 円	⑦ 円

2 付加給付

- (1) 上記期間に犯罪被害者が受けた医療について付加給付の支給の有無
 ア 支給要件を満たしている月がある。 イ 支給要件を満たしていない。

(以下、(1)でアに○印を付けた場合に記入してください。)

- (2) 付加給付の支給対象となった年月等について
 上記期間において付加給付の支給はありますか。有りの場合には、付加給付を支給する年月、その額、付加給付額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額 (世帯合算であればその額)	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円

(14月目以降は継続用紙Bを使用)

- ※ 本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。
- ※ 1の期間は、負傷又は疾病から3年を経過するまでの間に限定してください。
- ※ 「高額療養費等」とは、医療保険における高額療養費と介護保険における高額介護サービス費等をいいます。
- ※ 「高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額」及び「付加給付額算出のために対象となる自己負担額」とは、高額療養費等又は付加給付の支給額算出に当たって考慮する自己負担額を記入してください。
- ※ 付加給付が支給される場合には、付加給付の支給基準を定めた規約等の該当部分の写しを添付してください。

(次頁に継続用紙B)

様式4 継続用紙B

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額 (世帯合算であればその額)	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円
年 月	⑨ 円	⑪ 円	⑩ 円

医療費領収書

(患者の氏名)

 殿

1 医療費

 ⑫

円

2 診療年月日

年 月 日から

年 月 日まで

 日分

上記のとおり領収しました。

年 月 日

所在地

医療機関名

医師氏名

印

- ※ 本領収書は、医療保険を利用できない方が犯罪被害者等給付金の申請のために使用するものです。
- ※ 本領収書は、毎月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から3年を経過するまでの間について作成してください。
- ※ 医療費は、医療保険が適用される範囲の医療に限定して、その医療に現に要した費用の額（医療保険の診療報酬の額に限定されません。）のみを記入するようにしてください。
- ※ 医療費欄は、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合には、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。
- ※ 入院療養が負傷又は疾病から3年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該3年内の入院日数の割合で按分計算してください。

(なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。)

勤労の状況に係る証明書

① 犯罪被害者	フリガナ 氏名				
	生年月日 年 月 日				
	住所				
	職種・役職				
休業の状況	② 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつた期間 年 月 日 から 年 月 日				
	③ ②のうち従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日数 〔内訳 全部休業日 日 部分休業日 (※) 日〕				
	④ 部分休業日及び当該日に得た額	部分休業日	得た収入額	部分休業日	得た収入額
		年 月 日	円	年 月 日	円
		年 月 日	円	年 月 日	円
		年 月 日	円	年 月 日	円
		年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日		円	年 月 日	円	

①の者については、②から④に記載したとおりであることを証明します。

年 月 日

所在地
電話
商号又は名称
代表者氏名

印

※ 「部分休業日」とは、休業日のうち当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日をいいます。このような日がある場合には、③に日数を記入するとともに、④の欄に当該年月日及び当該部分休業日に犯罪被害者が得ていた収入の額を記入してください。

(注) この勤労の状況に係る証明書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、証明書の様式は問いません。

犯罪被害給付制度のご案内

この制度は

殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金

○給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格
日本国籍を有する方又は日本国内に住所を有する方です。
外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われていた時において、日本国内に住所を有していた方については支給の対象となります。

◇ 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

遺族給付金

- ◎ 犯罪行為により犯罪被害者が死亡した場合にその遺族（第一順位の者）に支給する給付金
- ◎ 支給を受けられる遺族の範囲と順位
 - 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
 - ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
 - 3 上記2に該当しない犯罪被害者の
 - ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

- ◎ 支給額
 - ・ 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額（生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて更に加算）
 - ・ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額（第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額）

重傷病給付金

- ◎ 犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度）を負った場合に犯罪被害者本人に支給する給付金

- ◎ 支給額
 - 負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
 - 【上限額：120万円】

障害給付金

- ◎ 障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む）における身体上の障害で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った場合に犯罪被害者本人に支給する給付金

- ◎ 支給額
 - 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額
 - 【最高額～最低額】
 - 重度の障害（障害等級第1級から第3級）が残った場合
3,974.4万円～1,056万円
 - 上記以外の場合
1,269.6万円～18万円

◇ 給付金の支給額

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けるときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

◇ 「仮給付金」の支給

犯人が不明である場合や、治療が長期間に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給しています。

給付の流れ

【別紙2】



